

分野別情報

第29回農薬専門調査会幹事会議事概要

平成19年10月19日(金)14:00～14:30

議事概要:

1) イソプロチオラン

・審議の結果、0.1mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、食品安全委員会に報告することとなった。

2) カルプロパミド

・審議の結果、0.014mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

3) チオベンカルブ

・審議の結果、0.009mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

1) 殺菌剤・成長調整剤で、水稻、りんご等に使用します。

2) 殺菌剤で、水稻に使用します。

3) 除草剤で、水稻等に使用します。

1)～3)は、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

1)、3)は、魚介類への残留基準値の設定も申請されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)